

健 第 1660 号
平成31年3月14日

環境保健センター所長 殿

保健福祉部健康推進課長
(公 印 省 略)

岡山県感染症予防計画の一部改訂について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第115号）が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第9条第1項に基づく感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。）が改正されました。

感染症法第10条第4項により、都道府県は基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとされており、今般基本指針の改正を踏まえた「岡山県感染症予防計画」の一部改訂を行い、本日より適用することとしましたので、通知します。

保健福祉部健康推進課
TEL 086-226-7331
FAX 086-225-7283

岡山県感染症予防計画の改訂の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第115号）が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第9条第1項に基づく感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。）が改正された。

県では、感染症法第10条第1項の規定に基づき、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（基本指針）に即し、平成11年に「岡山県感染症予防計画」（以下「計画」という。）を定め、基本指針の改正や感染症をとりまく状況の変化に応じ数回の改訂を行ってきた。

このたび、平成29年3月に基本指針が改正されたことを踏まえるとともに、現計画の構成や記載内容を全般的に見直し、計画の一部改訂を行った。

1 基本指針改正の概要

- ・平成28年4月1日施行の改正法の内容を追加（指定提出機関制度の創設等）
- ・状況の変化を踏まえた文言の修正 等

2 計画改訂の概要

- ・基本指針の構成に合わせるとともに、基本指針の改正内容を反映した。
（骨子は別添のとおり）
- ・前回の計画の改訂から現在に至るまでの状況の変化を踏まえた文言を修正した。

3 計画改訂の経緯

平成30年9月 関係機関に意見照会

11月 第1回感染症対策委員会 <素案提案> ※委員からの意見募集

平成31年3月 第2回感染症対策委員会 <諮問・答申・決定>

4 計画改訂履歴

平成11年 4月 1日制定

平成16年10月26日改訂

平成22年 9月24日改訂

平成31年 3月14日改訂

岡山県感染症予防計画（骨子）

基本指針（国）	計画改訂案	現計画
前文 はじめに	前文 はじめに	
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	
第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第3 感染症に係る医療の提供体制の確保
第5 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項	第5 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項	
第6 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項		
第7 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第5 感染症及び病原体等に関する研究の推進、検査の実施体制、人材の養成、知識の普及、感染症の患者の人権の尊重及びその他の重要事項
第8 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	第7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	
第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	
第10 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項		
第11 急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	第9 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項	第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
第12 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	

岡山県感染症予防計画

はじめに

岡山県における感染症の予防のための施策を実施するため、平成11年に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、法第9条の規定に基づき厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即して、「岡山県感染症予防計画」を定めた。

その後の感染症を取り巻く環境や法制度の変化に対応するため、数次にわたり改訂を行い、現在は、感染症対策全般については「第一部 岡山県感染症予防計画」に、結核対策については「第二部 岡山県結核予防計画」に定めている。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 事前対応型行政の構築

本県の感染症対策においては、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医師等医療関係者への公表(以下「感染症発生動向調査」という。)を適切に実施するための体制(以下「感染症発生動向調査体制」という。)の整備、基本指針、本計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいく。

二 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民一人ひとりにおける予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していく。

三 人権の尊重

- 1 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。
- 2 感染症に関する個人情報の保護には十分留意する。また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

四 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周辺へまん延する可能性があり、県民の健康を守るための健康

危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、基本指針及び本計画に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築に努める。

五 県及び市町村の果たすべき役割

- 1 県及び市町村は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、相互に連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。この場合、県及び市町村は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重するよう努める。
- 2 本計画の作成者たる県と、感染症対策の多くを担うことになる県内の保健所を設置する市（岡山市及び倉敷市。以下「保健所設置市」という。）は、相互に連携して感染症対策を行うよう努める。
- 3 県及び保健所設置市（以下「県等」という。）においては、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所（県においては岡山県環境保健センター、岡山市においては岡山市衛生検査センター）については県内における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進める。
- 4 県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときは、近隣の県及び保健所設置市（以下「近隣県等」という。）並びに人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制について、あらかじめ協議を行うよう努める。

六 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

七 医師等の果たすべき役割

- 1 医師その他の医療関係者は、六に定める県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

- 2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、社会福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 獣医師等の果たすべき役割

- 1 獣医師その他の獣医療関係者は、六に定める県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。
- 2 動物等取扱業者（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、六に定める県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

九 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価に十分留意しながら、県及び市町村はワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していくよう努める。

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

- 1 感染症の発生の予防のための対策においては、第一の一に定める事前対応型行政の構築を中心として、県及び市町村が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要である。
- 2 感染症の発生の予防のための対策のため日常行われるべき施策は、二に定める感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであるが、さらに、平時（患者発生後の対応時（法第四章又は法第五章の規定による措置が必要とされる状態をいう。以下同じ。）以外の状態をいう。以下同じ。）における三に定める食品衛生対策、四に定める環境衛生対策等について、関係機関及び関係団体との連携を図りながら具体的に講ずるよう努める。また、患者発生後の対応時においては、第三に定めるところにより適切な措置を講ずるよう努める。
- 3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、県及び市町村は、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われるよう努める。また、市町村は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進及び県内予防接種相互乗り入れ制度の活用等その他の対象者が予防接種をより安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行うよう努める。さらに、県及び市町村は、県民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくよう努める。

- 4 県及び市町村は、基本指針及び国が定めた特定感染症予防指針並びに本計画に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る。また、県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、必要に応じて岡山県感染症対策委員会の意見を聴く。

二 感染症発生動向調査

- 1 県等が、感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。
- 2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠である。県等は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくよう努める。
- 3 このため、県等においては、法第12条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討するよう努める。
また、県は、法第14条第1項及び第14条の2第1項に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹（り）患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるよう努める。
- 4 法第13条の規定による届出を受けた知事及び保健所を設置する市の長（以下「知事等」という。）は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第三の五に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずる。この場合においては、当該県等における保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携するよう努める。
- 5 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から知事等への届出については、適切に行われることが求められる。
- 6 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第14条に規定する指定届出機関から知事等への届出が適切に行われることが求められる。
- 7 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、県等は、地方衛生研究所を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築す

るとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築するよう努める。また、地方衛生研究所等は必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うよう努める。

三 感染症の予防のための対策と食品衛生対策の連携

県等においては、感染症対策部門と食品衛生部門の効果的な役割分担と連携が必要である。飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たっては、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については、感染症対策部門が主体となることが効果的かつ効率的であることから、相互の緊密な連携に努める。

四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

- 1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、県等においては、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠（そ）及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図るよう努める。
- 2 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠（そ）及び防虫は、感染症対策の観点からも重要である。この場合の駆除並びに防鼠（そ）及び防虫については、地域によって実情が異なることから、必要に応じて保健所等関係機関からの助言のもとに、各市町村が各々の判断で適切に実施するものとする。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないような配慮が必要である。

五 関係機関及び関係団体との連携

- 1 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、県及び市町村の感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門等が適切に連携を図っていくよう努めることに加え、学校、企業等の関係機関及び関係団体等とも連携を図るよう努める。さらに、県等は、国又は近隣県等との連携体制、県及び市町村の連携体制、行政機関と医師会等の医療関係団体の連携体制を構築するよう努める。
- 2 保健所は、地方衛生研究所、管内市町村及び医療機関等と連携を図りながら感染症の発生状況の把握に努め、必要な疫学調査を行い、感染症予防対策を迅速かつ的確に実施する。
- 3 地方衛生研究所は、国立感染症研究所、保健所及び医療機関等と連携を図りながら感染症に関する調査研究、試験検査、情報の収集解析等を行うとともに、保健所に対して感染症の予防対策についての助言、指導及び研修を行う。特に岡山県環境保健センターにおいては、県全体の感染症対策に必要な高度な調査研究、試験検査、情報の収集解析及び情報発信に努める。

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方

- 1 感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権を尊重することが重要である。また、県民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくことを基本とする。
- 2 県等は、感染症のまん延の防止のため、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた県民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うよう支援する。
- 3 対人措置（法第四章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、必要最小限のものとし、仮に措置を行う場合であっても患者等の人権を尊重するよう努める。
- 4 知事等が対人措置及び対物措置（法第五章に規定する措置をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用するよう努める。
- 5 事前対応型行政を進める観点から、県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣県等及び市町村との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくよう努める。
- 6 複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、必要に応じて国による技術的援助等を求めるとともに、県等及び近隣県相互の連携体制をあらかじめ構築するよう努める。
- 7 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、県は、予防接種法第6条に基づく指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるよう努める。

二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

- 1 県等は、対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。
- 2 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。
- 3 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、県等が情報の公表を的確に

行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨することも検討する。

4 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することを基本とし、県等は、対象者その他の関係者に対し、このことの周知等を行う。

5 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。県等においては、入院後も、法第24条の2に基づく処遇についての知事等に対する苦情の申出や、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう要請する。

知事等が入院の勧告等を行うに際しては、県等の職員から患者等に対して入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、県等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行うよう努める。

6 入院の勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、知事等は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

三 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然であるが、患者等への医療及び人権の尊重の視点も必要であることから、知事等は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

四 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、知事等及び知事の指示を受けた市町村長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくよう努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとなるよう努める。

五 積極的疫学調査

1 法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下「積極的疫学調査」という。）については、国際交流の進展等に即応し、より一層、その内容を充実させることが求められる。

2 知事等は、積極的疫学調査について、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他知事等が必要と認める場合に的確に行うよう努める。この場合において、保健所、地方衛生研究所、医師会、教育委員会、医療機関、民間検査機関、

動物取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくよう努める。

3 知事等が積極的疫学調査を実施する場合にあっては、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施していくことが重要であり、知事等は他の都道府県等から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的に行うよう努める。

4 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、知事等は必要な連携に努める。

六 新感染症への対応

1 新感染症は、感染力やかかった場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものである。

2 県等は、医師等から新感染症と疑われる症例の報告があったときには直ちに情報収集を行い、その概要を国に報告するとともに、国から技術的指導及び助言を積極的に求め、市町村等関係機関と緊密な連携を図りながら対応する。

七 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策の連携

1 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、県等においては、保健所長の指揮の下、食品衛生部門にあっては主として病原体の検査等を行うとともに、感染症対策部門にあっては患者に関する情報を収集するといったような役割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行うよう努める。

2 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、県等の食品衛生部門にあっては一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門にあっては必要に応じ、消毒等を行う。

3 二次感染による感染症のまん延の防止については、感染症対策部門において感染症に関する情報の公表の他必要な措置をとる等により、その防止を図る。

4 原因となった食品等の究明に当たっては、保健所等は、地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携を図るよう努める。

八 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずるに当たっては、県等の感染症対策部門にあっては、環境衛生部門との連携を図るよう努める。

九 関係機関及び関係団体との連携

県等は、感染症のまん延の防止のために、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、国、近隣県等、市町村、医師会等の医療関係団体並びに国や他の都道府県等における関係部局との連携体制を構築しておくよう努める。

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 感染症に係る医療提供の考え方

- 1 近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒が可能となった現在においては、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することが施策の基本である。
- 2 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、①感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと等が重要である。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。
- 3 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター等との連携体制の構築をしていく必要がある。

二 県における感染症に係る医療を提供する体制

- 1 知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とする。
- 2 知事は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定する。
- 3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第12号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案して必要と認める病床数の総和以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の二次医

療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる第二種感染症指定医療機関として指定することができる。

- 4 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、県等は連携して、医師会等医療関係団体及び医療機関の協力の下、外来診療や入院診療を担当する医療機関を確保する等、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておく。
- 5 新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、県は、医薬品の備蓄又は確保に努める。

三 感染症患者の移送の体制

- 1 知事等は、感染症患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとともに、関係市町村及び消防機関に対して、感染症等に関し、適切に情報提供するなど密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延防止対策の実施等に万全を期すよう努める。また、新感染症の所見がある者の移送の場合にあっては、国に積極的な協力を求める。
- 2 感染症患者の移送は県等が行い、移送に当たっては、必要に応じて感染症指定医療機関及び消防機関の協力を得るとともに、県等が連携し、患者を迅速かつ的確に移送する全県下での移送体制を構築する。また、県等は、消防機関等と共同して、定期的に患者移送時の感染防御策について実地訓練を実施するよう努める。
- 3 消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供するよう求める。

また、医療機関から患者発生の届出を受けた保健所は、必要に応じて搬送した消防機関に感染症の予防に係る措置の指導を行うとともに、必要な措置を講ずるよう努める。

四 その他感染症に係る医療の提供のための体制

- 1 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。具体的には、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっても、最初に診療を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものである。
- 2 一類感染症、二類感染症等であって、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないように努める。
- 3 また、一般の医療機関においても、国及び都道府県等から公表された感染症に関

する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染のまん延の防止のために必要な措置も講ずることが重要である。さらに、感染症の患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされることが求められる。

- 4 一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、県等は、医師会等医療関係団体と緊密な連携を図るよう努める。

五 関係機関及び関係団体との連携

- 1 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、県は、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関に対して、必要な指導を積極的に行う。
- 2 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や都市地区医師会等の医療関係団体等との緊密な連携が重要である。
- 3 一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。このため、県等は、医師会等医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図る。

第五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

一 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。このため、県等としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進するよう努める。

二 県等における調査及び研究の推進

- 1 県等における調査及び研究の推進に当たっては、保健所及び地方衛生研究所が県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むよう努める。
- 2 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を地方衛生研究所等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たすよう努める。
- 3 地方衛生研究所においては、県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たすよう努める。
- 4 調査及び研究については、例えば、地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要であり、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用を図る。

三 関係機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、地方衛生研究所は、他の地方衛生研究所、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構をはじめとする関係研究機関等と、相互に十分な連携を図るよう努める。

第六 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方
 - 1 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。
 - 2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第7条の3及び第8条の規定に基づき整備し、管理するよう努める。このほか、県等は、必要に応じて、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査能力が向上するよう支援する。
- 二 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進
 - 1 地方衛生研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施するよう努める。県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣県等との協力体制について協議しておくよう努める。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、地方衛生研究所において、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。
 - 2 地方衛生研究所は、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行っていくよう努める。
 - 3 県等は、それぞれが有する検査施設の病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれ連携を図るよう努める。
 - 4 保健所においても、地方衛生研究所と連携して、自らの役割を果たせるよう検査機能等の充実を図るよう努める。
- 三 県等における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の言わば車の両輪として位置付けられるものである。県等においては、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できるよう努める。

四 関係機関及び関係団体との連携

県等は、病原体等の情報の収集に当たって、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めていくよう努める。また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、地方衛生研究所等が相互に連携を図って実施していくよう努める。

第七 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

一 人材の養成に関する基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材が改めて必要となっていることを踏まえ、県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行うよう努める。

二 県等における感染症に関する人材の養成

知事等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所及び地方衛生研究所の職員等を積極的に派遣するとともに、県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図るよう努める。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を地方衛生研究所や保健所等において活用することに努める。

三 医師会等における感染症に関する人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うよう努める。

四 関係機関及び関係団体との連携

県等は、関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努める。

第八 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

県等は、適切な情報の公表、正しい知識の普及等に努めるとともに、医師等が患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供するよう、また、県民が感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けないよう普及啓発等に努める。さらに、県等は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重するよう努める。

二 県及び市町村における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための方策

県及び市町村は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等へ

の差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策（パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかった児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策）を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実するよう努める。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を行うよう努める。

三 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のためのその他の方策

- 1 患者等のプライバシーを保護するため、県等は、医師が知事等へ感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めるよう徹底を図る。
- 2 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、感染症に関し、誤った情報や不適切な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、県等は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図るよう努める。

四 関係機関との連携

県等は、国及び近隣県等における密接な連携のため、定期会議の開催等を行う。

第九 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- 1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表する。
- 2 県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるよう努める。
- 3 県等は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、国に対して、この法律により行われる事務についての必要な指示を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるよう努める。
- 4 県等は、県民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認めるときには、国に対して、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請し、迅速かつ的確な対策が講じられるよう努める。
- 5 新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、県等に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされ

る場合には、県等は、国に対し、職員や専門家を派遣する等の支援を要請する。

二 緊急時における国と県等との連絡体制

- 1 知事等は、法第12条第3項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあつては、国との緊密な連携を図るよう努める。
- 2 県等は、検疫所が一類感染症の患者等を発見した場合に関係知事等に幅広く行う情報提供を受けたときは、当該検疫所と連携し、同行者等の追跡調査その他必要と認める措置を行う。
- 3 県等は、検疫所から検疫法（昭和26年法律第201号）第18条第3項による健康状態に異常を生じた者に対し指示した事項等の通知を受けた場合及び同上第5項による検疫法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染した恐れのある者で停留されないものに対して報告された事項等の通知を受けた場合には、当該健康状態に異常を生じた者等に対して質問又は必要な調査を実施する。

また、検疫法第26条の3による感染症の病原体を保有している者の通知を受けた場合には、検疫所と連携して、感染症のまん延防止のため、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を実施する。

- 4 緊急時においては、国は県等に対して感染症の患者の発生の状況や医学的な知見など都道府県等が対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供するとしており、県等は、患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携をとるよう努める。

三 緊急時における県及び市町村相互間の連絡体制

- 1 県及び市町村は、緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要に応じて相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。また、県等から消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡するよう努める。
- 2 県等は、関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、県と保健所を設置する市との緊急時における連絡体制を整備するよう努める。
- 3 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であつて緊急を要するときは、県は、必要に応じて岡山県感染症対策委員会等の意見を聞き、市町村間の連絡調整を行うとともに、県内の統一的な対応方針を提示する等の指導的役割を果たす。
- 4 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する都道府県等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の強化に努める。

四 県及び市町村と関係団体との連絡体制

県及び市町村は、それぞれ医師会等医療関係団体と緊密な連携を図るよう努める。

五 緊急時における情報提供

県等は、緊急時において、県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など県民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供する。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解

しやすい内容で情報提供を行うよう努める。

第十 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

一 施設内感染の防止

病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、県等は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供するよう努める。また、これらの施設の開設者及び管理者は、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見されるように努めることが重要である。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取ったこれらの措置等に関する情報について、県等や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。

また、県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等関係団体の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及していくよう努める。

二 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、知事等は、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努める。その際、県等においては、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

三 動物由来感染症対策

- 1 県等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所等と関係機関及び獣医師会等の関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図り、県民への情報提供を進める。
- 2 ペット等の動物を飼育する者は、1により県民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めることが重要である。
- 3 県等は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制について構築していくよう努める。
- 4 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、県等の感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じていくよう努める。

四 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、県等は、保健所等の窓口到我が国の感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行うよう努める。

改訂

平成11年 4月 1日制定

平成16年10月26日改訂

平成22年 9月24日改訂

平成31年 3月14日改訂

1 感染症指定医療機関の指定状況一覧

(1) 第一種感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関	病床数
岡山大学病院	2

なお、患者の病状等から患者の移送が困難な場合等においては、法第19条第1項ただし書の規定により、知事等が適当と認める医療機関に入院させ、国、関係機関の協力を得つつ患者の治療及び感染拡大防止に万全を期すものとする。

(2) 第二種感染症指定医療機関（感染症病床）

県内の二次医療圏ごとに一か所指定する。ただし、感染症患者等の発生状況、二次医療圏の人口規模等を勘案し、当分の間、第二種感染症指定医療機関（感染症病床）を次のとおり指定する。

二次医療圏	第二種感染症指定医療機関	病床数
県南東部	岡山市立市民病院	6
県南西部、高梁・新見	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院	10
真庭、津山・英田	津山中央病院	8

(3) 第二種感染症指定医療機関（結核病床）

結核指定医療機関	病床数
岡山市立市民病院	7
岡山県健康づくり財団附属病院	46
平病院	27
国立病院機構南岡山医療センター	25
津山中央病院	10

2 感染症発生時の対応、役割分担に係るフロー図

関係機関	体制及び資材
国及び他の都道府県	感染症担当者名簿
中国5県	中国地区感染症対策連絡協議会
県内の保健所を設置する市	感染症担当者名簿 感染症等発生時の連絡・協力体制
医療等関係団体 (公社)岡山県医師会 (一社)岡山県病院協会 (一社)岡山県歯科医師会 (一社)岡山県薬剤師会 (公社)岡山県獣医師会	感染症等発生時の連絡・協力体制 感染症担当者を通じて、連携を図る。
県の機関及び関係団体	感染症等発生時の連絡・協力体制

岡山県感染症予防計画

はじめに

~~岡山県における感染症の予防のための施策を実施するため、~~平成11年に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、~~岡山県における感染症の予防のための施策を実施するため、~~法第9条の規定に基づき厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即して、「岡山県感染症予防計画」を定めた。

その後の感染症を取り巻く環境や法制度の変化に対応するため、数次にわたり改訂を行い、現在は、感染症対策全般については「第一部 岡山県感染症予防計画」に、結核対策については「第二部 岡山県結核予防計画」に定めている。

~~(第一部)~~

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 事前対応型行政の構築

本県の感染症対策においては、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医師等医療関係者への公表(以下「感染症発生動向調査」という。)を適切に実施するための体制(以下「感染症発生動向調査体制」という。)の整備、基本指針、本計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいく。

二 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めつつ、県民一人ひとりにおける予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していく。

三 人権の尊重

1 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。

2 感染症に関する個人情報の保護には十分留意する。また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

40 四 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

41 感染症の発生は、周辺へまん延する可能性があり、県民の健康を守るための健康
42 危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発
43 生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感
44 染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関
45 係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応で
46 きる体制の整備を行うとともに、基本指針及び本計画に基づき、また健康危機管理
47 の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築に
48 努める。

49 五 県及び市町村の果たすべき役割

50 1 県及び市町村は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、相互に連携
51 して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正
52 しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び
53 資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連
54 施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基
55 盤を整備する責務を負う。この場合、県及び市町村は、感染症の発生の予防及び
56 まん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患
57 者等の人権を尊重するよう努める。

58 2 本予防計画の作成者たる県と、感染症対策の多くを担うことになる県内の保健
59 所を設置する市（岡山市及び倉敷市。以下「保健所設置市」という。）は、相互に
60 連携して感染症対策を行うよう努める。

61 3 県及び保健所設置市（以下「県等」という。）においては、保健所については地
62 域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所（県において
63 は岡山県環境保健センター、岡山市においては岡山市衛生検査センター）につい
64 ては県内における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとと
65 もに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとし
66 た対応を進める。

67 4 県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれ
68 あるときは、近隣の県及び保健所設置市（以下「近隣県等」という。）並びに人及
69 び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を
70 行う。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道
71 府県等との協力体制について、あらかじめ協議を行う よう努める。

72 六 県民の果たすべき役割

73 県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努
74 めなければならない。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等
75 の人権を損なわないようにしなければならない。

76 七 医師等の果たすべき役割

77 1 医師その他の医療関係者は、六に定める県民の果たすべき役割に加え、医療関
78 係者の立場で県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれ

79 ている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良
80 質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

81 2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、社会福祉施設等の開設者等
82 は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ず
83 るよう努めなければならない。

84 八 獣医師等の果たすべき役割

85 1 獣医師その他の獣医療関係者は、六に定める県民の果たすべき役割に加え、獣
86 医療関係者の立場で県及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄
87 与するよう努めなければならない。

88 2 動物等取扱業者（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、六
89 に定める県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下
90 「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防
91 に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ず
92 るよう努めなければならない。

93 九 予防接種

94 予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策
95 の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、ワクチンの
96 有効性及び安全性の評価に十分留意しながら、県及び市町村はワクチンに関する正
97 しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していくよ
98 う努める。

99

100 第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

101 一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

102 1 感染症の発生の予防のための対策においては、第一の一に定める事前対応型行
103 政の構築を中心として、県及び市町村が具体的な感染症対策を企画、立案、実施
104 及び評価していくことが重要である。

105 2 感染症の発生の予防のための対策のため~~の~~日常行われるべき施策は、二に定め
106 る感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであるが、さらに、平時（患
107 者発生後の対応時（法第四章又は法第五章の規定による措置が必要とされる状態
108 をいう。以下同じ。）以外の状態をいう。以下同じ。）における三に定める食品衛
109 生保健対策、四に定める環境衛生対策等について、関係各機関及び関係団体との
110 連携を図りながら具体的に講ずるよう努める。また、患者発生後の対応時におい
111 ては、第三に定めるところにより適切な措置を講ずるよう努める。

112 3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されて
113 いる感染症については、県及び市町村は、実施体制の整備等を進め、予防接種法
114 （昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われるよう努めるもの
115 とする。また、市町村は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進
116 及び県内予防接種相互乗り入れ制度の活用等その他の対象者が予防接種をより安
117 心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行うよう努める。さら

118 に、県及び市町村は、県民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受
119 けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくよう努める。

120 4 県及び市町村は、基本指針及び国が定めた特定感染症予防指針並びに本計画に
121 基づく取組を通じて、普段から感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る。ま
122 た、県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、必要に応じて岡山県感
123 染症対策委員会の意見を聴く。

124 二 感染症発生動向調査

125 1 県等が、感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の
126 推進に当たり、最も基本的な事項である。

127 2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフ
128 ルエンザ等感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を
129 含めた全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠である。県等は、特に
130 現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師
131 会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくよう努める。

132 3 このため、県等においては、法第12条に規定する届出の義務について、医師
133 会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を
134 踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討するよう努める。

135 また、県は、法第14条第1項及び第14条の2第1項に規定する指定に当たっ
136 ては、定量的な感染症の種類ごとの罹(り)患率等の推定を含めて、感染症の発生
137 の状況及び動向の正確な把握ができるよう努める。

138 4 法第13条の規定による届出を受けた知事及び保健所を設置する市の長（以下
139 「知事等」という。）は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染さ
140 せることを防止するため、速やかに第三の五に定める積極的疫学調査の実施その
141 他必要な措置を講ずるよう努める。この場合においては、当該県等における保健
142 所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携するよう
143 努める。

144 5 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者
145 並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等
146 の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療
147 の提供が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病
148 原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん
149 延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感
150 染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医
151 師から知事等への届出については、適切に行われることが求められる。

152 6 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感
153 染症の発生の予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要が
154 あることから、法第14条に規定する指定届出機関から知事等への届出が適切に
155 行われることが求められる。

156 7 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供

157 のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のため
158 に極めて重要な意義を有している。したがって、県等は、地方衛生研究所を中心
159 として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築す
160 るとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能
161 する感染症発生動向調査体制を構築するよう努める。また、地方衛生研究所等~~は~~
162 ~~が~~必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行う~~よう努~~
163 ~~める。~~

~~8 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能
させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握
することが不可欠である。県においては、県内の新型インフルエンザウイルス
の監視体制を一層強化するとともに、県内外の情報収集体制の整備を図る。~~

168 三 感染症の予防のための対策と食品~~衛生保健~~対策の連携

169 県等においては、感染症対策部門と食品~~衛生保健~~部門の効果的な役割分担と連携
170 が必要である。飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たっては、
171 食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食
172 中毒対策と併せて食品~~衛生保健~~部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等
173 の情報の公表や指導については、~~感染症対策部門が主体となる~~ことが効果的かつ効
174 率的であることから、相互の緊密な連携に努める。

175 四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

176 1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予
177 防対策を講ずるに当たっては、県等においては、感染症を媒介するねずみ族及び
178 昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠~~(そ)~~及び防虫に
179 努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海
180 外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導
181 等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図るよう努める。

182 2 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠~~(そ)~~及び防虫は、感染症対
183 策の観点からも重要である。この場合の駆除並びに防鼠~~(そ)~~及び防虫について
184 は、地域によって実情が異なることから、~~必要に応じて保健所等関係機関からの~~
185 ~~助言のもとに、~~各市町村が各々の判断で適切に実施するものとする。また、駆除
186 に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないような配慮が必要である。

187 五 関係~~各~~機関及び関係団体との連携

188 1 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、県及び市町村の感染症対
189 策部門、食品~~衛生保健~~部門、環境衛生部門等が適切に連携を図っていくよう努め
190 ることに加え、学校、企業等の関係機関及び~~関係~~団体等とも連携を図るよう努め
191 る。さらに、県等は、国又は近隣県等との連携体制、県及び市町村の連携体制、
192 行政機関と医師会等の医療関係団体の連携体制を構築するよう努める。

193 2 保健所は、~~地域における感染症対策の中核機関であり、~~地方衛生研究所、管内
194 市町村及び医療機関等と連携を図りながら感染症の発生状況の把握に努め、必要
195 な疫学調査を行い、感染症予防対策を迅速かつ的確に実施する。

196 3 地方衛生研究所は、国立感染症研究所、保健所及び医療機関等と連携を図りな
197 がら感染症に関する調査研究、試験検査、情報の収集解析等を行うとともに、保
198 健所に対して感染症の予防対策についての助言、指導及び研修を行う。特に岡山
199 県環境保健センターにおいては、県全体の感染症対策に必要な高度な調査研究、
200 試験検査、情報の収集解析及び情報発信に努める。

201

202 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

203 一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方

204 1 感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点
205 に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権を
206 尊重すること~~が重要であるに努める~~。また、県民一人ひとりの予防及び良質かつ
207 適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図
208 っていくことを基本とする。

209 2 県等は、感染症のまん延の防止のため、感染症発生動向調査等による情報の公
210 表等を行うことにより、患者等を含めた県民、医療関係者等の理解と協力に基づ
211 いて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うよう支援する。

212 3 対人措置（法第四章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴
213 う対策を行うに当たっては、必要最小限のものとし、仮に措置を行う場合であっ
214 ても患者等の人権を尊重するよう努める。

215 4 知事等が対人措置及び対物措置（法第五章に規定する措置をいう。以下同じ。）
216 を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用
217 するよう努める。

218 5 事前対応型行政を進める観点から、県等においては、特定の地域に感染症が集
219 団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣県等及び市町村との役割
220 分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくよう
221 努める。

222 6 複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、必要
223 に応じて国による技術的援助等を求めると~~とも~~共に、県等及び近隣県相互の連携
224 体制をあらかじめ構築するよう努める。

225 7 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、~~必要に応じ~~、県は、予
226 防接種法第~~6~~六条に基づく指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるよう努
227 める。

228 二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

229 1 県等は、対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情
230 報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本と
231 し、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教
232 示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付
233 与を厳正に行う。

234 2 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置

235 の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患
236 者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者
237 など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症
238 の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあ
239 る者とする。

240 3 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮し
241 た上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象
242 とする。また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、県等が情報の公表を的確
243 に行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨推奨することも検
244 討する。

245 4 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対
246 象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することを基本とし、県等は、
247 対象者その他の関係者に対し、このことの周知等を行う。

248 5 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同
249 意に基づいた医療の提供が基本である。県等においては、入院後も、法第24条
250 の2に基づく処遇についての知事等に対する苦情の申出や、必要に応じての十分
251 な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよ
252 う要請する。

253 知事等が入院の勧告等を行うに際しては、県等の職員から患者等に対して入院
254 の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項
255 を含め十分な説明を行うよう努める。また、入院勧告等を実施した場合にあって
256 は、県等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、
257 患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行うよう努めるものとする。

258 6 入院の勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場
259 合には、知事等は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行
260 うよう努める。

261 三 感染症の診査に関する協議会

262 感染症の診査に関する協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感
263 染症に関する専門的な判断を行うことは当然であるが、患者等への医療及び人権の
264 尊重の視点も必要であることから、知事等は、協議会の委員の任命に当たっては、
265 この趣旨を十分に考慮する。

266 四 消毒その他の措置

267 消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封
268 鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、知事等及び知事の指示を
269 受けた市町村長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくよう努めると
270 ともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとなるよう
271 努める。

272 五 積極的疫学調査

273 1 法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下「積極

274 的疫学調査」という。)については、国際交流の進展等に即応し、より一層、その
275 内容を充実させることが求められる。

276 2 知事等は、積極的疫学調査について、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、
277 四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑い
278 がある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生
279 していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場
280 合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれ
281 がある場合、⑤その他知事等が必要と認める場合に的確に行うよう努める。この
282 場合において、保健所、地方衛生研究所、医師会、教育委員会、医療機関、民間
283 検査機関、動物取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地
284 域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていく
285 よう努める。

286 3 知事等が積極的疫学調査を実施する場合にあっては、必要に応じて国立感染症
287 研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の都道府県等の地方衛
288 生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施していくことが重要であり、知事
289 等は他の都道府県等から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的にして
290 いくよう努める。

291 4 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、知事等は、~~必要~~な
292 連携に努める。

293 六 新感染症への対応

294 1 新感染症は、感染力や~~かかった罹患した~~場合の重篤性が極めて高い一類感染症
295 と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものであ
296 る。

297 2 ~~県知事~~等は、医師等から新感染症と疑われる症例の報告があったときには直ち
298 に情報収集を行い、その概要を国に報告するとともに、国から技術的指導及び助
299 言を積極的に求め、市町村等関係機関と緊密な連携を図りながら対応する。

300 七 感染症のまん延の防止のための対策と食品~~衛生保健~~対策の連携

301 1 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、県等においては、保健所
302 長の指揮の下、食品~~衛生保健~~部門にあっては主として病原体の検査等を行うとと
303 もに、感染症対策部門にあっては患者に関する情報を収集するといったような役
304 割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行うよう努める。

305 2 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、県等の食品~~衛生保健~~部門
306 にあっては一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、
307 営業停止等の行政処分を行うとともに、~~また~~感染症対策部門にあっては必要に
308 応じ、消毒等を行う。

309 3 二次感染による感染症のまん延の防止については、感染症対策部門において感
310 染症に関する情報の公表の他必要な措置をとる等により、その防止を図る。

311 4 原因となった食品等の究明に当たっては、保健所等は、地方衛生研究所、国立
312 試験研究機関等との連携を図るよう努める。

313 八 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携
314 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策
315 を講ずるに当たっては、県等の感染症対策部門にあつては、環境衛生部門との連携
316 を図るように努める。

317 九 関係各機関及び関係団体との連携

318 県等は、感染症のまん延の防止のために、特に感染症の集団発生や原因不明の感
319 染症が発生した場合に対応できるよう、国、近隣県等、市町村、医師会等の医療関
320 係団体並びに国や他の都道府県等における関係部局との連携体制を構築しておくよ
321 う努める。

322

323 第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

324 一 感染症に係る医療提供の考え方

325 1 近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒が可能とな
326 った現在においては、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、
327 重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させるこ
328 とにより周囲への感染症のまん延を防止することが施策の基本である。

329 2 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延
330 防止を担保しながら一般の医療の延長線で行われるべきであるとの認識の下、
331 良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、第一種感染症指定
332 医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、①感染症の患者に対しては、
333 感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者
334 と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保さ
335 れるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないように、
336 十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこ
337 と等が重要である。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含め
338 た治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重
339 要である。

340 3 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関
341 は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、
342 国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター等との連携体
343 制の構築をしていく必要がある。

344 二 県における感染症に係る医療を提供する体制

345 1 知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感
346 染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、
347 総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大
348 臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感
349 染症指定医療機関を、原則として県に一か所指定する。この場合において、当該指
350 定に係る病床は、原則として二床とする。

351 2 知事は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させ

352 る医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に
353 規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意
354 を得て、第二種感染症指定医療機関に指定する。

355 3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏（医療法（昭和23年法律第
356 205号）第30条の4第2項第12号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごと
357 に原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口
358 を勘案して必要と認める数とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情
359 等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型イン
360 フルエンザ等感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められる
361 ときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案して
362 必要と認める病床数の総和以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複
363 数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の
364 入院を担当させる第二種感染症指定医療機関として指定することができる。

365 4 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症
366 の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させること
367 があるため、県等は連携して、医師会等医療関係団体及び医療機関の協力の下、
368 外来診療や入院診療を担当する医療機関を確保する等、そのために必要な対応に
369 ついてあらかじめ定めておくよう努める。

370 5 新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予
371 防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、県は、医薬品の備
372 蓄又は確保に努める。

373 三 感染症患者の移送の体制

374 1 知事等は、感染症患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとと
375 もに、関係市町村及び消防機関に対して、感染症等に関し、適切に情報提供する
376 など密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延防止対策の実施等に万全を
377 期すよう努める。また、新感染症の所見がある者の移送の場合にあっては、国に
378 積極的な協力を求める。

379 2 感染症患者の移送は県等が行い、移送に当たっては、必要に応じて感染症指定
380 医療機関及び消防機関の協力を得るとともに、県等が連携し、患者を迅速かつ的
381 確に移送する全県下での移送体制を構築するも、県等が行う。また、県等は、消
382 防機関等と共同して、定期的に患者移送時の感染防御策について実地訓練を実施
383 するよう努める。また、新感染症の所見がある者の移送については、国の技術的
384 な指導及び助言を得る。

385 ~~2 県は、広域的又は大規模な集団発生が起きた場合、緊急を要する場合等、やむ~~
386 ~~を得ないと認められる場合は、関係市町村、消防機関、感染症指定医療機関等に~~
387 ~~対して、感染症の患者の移送及びまん延防止対策の実施について協力を要請する。~~
388 ~~また、県等は、消防機関に対して感染症等に関して適切に情報提供するとともに、~~
389 ~~定期的に消防機関等と共同して、患者の移送時の感染防御策について実地訓練を~~
390 ~~実施する。~~

391 3 消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者である
392 と医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等
393 に関し適切に情報等を提供するよう求める。

394 また、医療機関から患者等発生届を受けた保健所は、必要に応じて搬送した
395 消防機関に感染症の予防に係る措置の指導を行うとともに、必要な措置を講ずるよ
396 う努める。

397 四 その他感染症に係る医療の提供のための体制

398 1 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、
399 一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。具体
400 的には、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっ
401 ても、最初に診療を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さら
402 に三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機
403 関において医療が提供されるものである。

404 2 一類感染症、二類感染症等であって、国内に病原体が常在しないものについて、
405 国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県が当該感染症の外来診療を担
406 当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導す
407 るなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が
408 生じないよう努めるにすることについて検討する。

409 3 また、一般の医療機関においても、国及び都道府県等から公表された感染症に
410 関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染のまん延の
411 防止のために必要な措置も講ずることが重要である。さらに、感染症の患者につ
412 いて差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされること
413 が求められる。

414 4 一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保さ
415 れるよう、国及び県等においては、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図る
416 よう努めることが重要である。

417 五 関係各機関及び関係団体との連携

418 1 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、県は、一類感染症、
419 二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関に対
420 してついでには、~~県が~~必要な指導を積極的に行う。

421 2 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指
422 定医療機関や郡市区医師会等の医療関係団体等との緊密な連携が重要である。

423 3 一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となる
424 ことから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に
425 対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。このため、県
426 等は、医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な
427 連携を図る。

428

429 第五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

430 一 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する基本的な考え方
431 感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感
432 染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものであ
433 る。このため、県等としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、関係機関との
434 連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を
435 積極的に推進するよう努める。

436 二 県等における調査及び研究の推進

437 1 県等における調査及び研究の推進に当たっては、**地域における感染症対策の中**
438 **核的機関である保健所及び県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的**
439 **な機関である**地方衛生研究所が県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に
440 取り組むよう努める。

441 2 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、
442 感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を地方衛生研究所等との連携の下に進
443 め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たすよう努
444 める。

445 3 地方衛生研究所においては、県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専
446 門的な機関として、県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原
447 体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、
448 分析及び公表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たす~~して~~**てい**よう努め
449 る。

450 4 調査及び研究については、例えば、地域に特徴的な感染症の発生の動向やその
451 対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要であり、その取組
452 に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用を図る。

453 三 関係各機関及び関係団体との連携

454 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係**各**機関及び関係団
455 体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、地方衛生研究所は、他の
456 地方衛生研究所、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、
457 国立研究開発法人日本医療研究開発機構をはじめとする関係研究機関等と、相互に
458 十分な連携を図るよう努める。

459

460 第六 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

461 一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方
462 1 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体
463 等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡
464 大防止の観点から極めて重要である。

465 2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等につ
466 いて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成
467 10年厚生省令第99号）第7条の3及び第8条の規定に基づき整備し、管理す
468 るよう努める。このほか、県等は、必要に応じて、感染症指定医療機関のみなら

469 ず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査能力が向上す
470 るよう支援する。

471 二 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進

472 1 地方衛生研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する
473 病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究
474 所等と連携して、迅速かつ的確に実施するよう努める。県等は、広域にわたり又
475 は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応について
476 あらかじめ近隣県等との協力体制について協議しておくよう努める。また、二類
477 感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、地方衛
478 生研究所において、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する
479 病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう
480 努める。

481 2 地方衛生研究所は、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査
482 機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指
483 導を行っていくよう努める。

484 3 県等は、それぞれが有する検査施設の病原体等の検査に係る役割分担を明確に
485 した上で、それぞれ連携を図るよう努める。

486 4 保健所においても、地方衛生研究所と連携して、自らの役割を果たせるよう検
487 査機能等の充実を図るよう努める。

488 三 県等における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の 489 構築

490 感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とと
491 もに、感染症発生动向調査の言わば車の両輪として位置付けられるものである。県
492 等においては、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患
493 者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できるよう努める。

494 四 関係機関及び関係団体との連携

495 県等は、病原体等の情報の収集に当たって、医師会等の医療関係団体、民間検査
496 機関等と連携を図りながら進めていくよう努める。また、特別な技術が必要とされ
497 る検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センタ
498 ー、大学の研究機関、地方衛生研究所等が相互に連携を図って実施していくよう努
499 める。

500

501 第七 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

502 一 人材の養成に関する基本的な考え方

503 現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が
504 少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材
505 が改めて必要となっていることを踏まえ、県等は、これら必要とされる感染症に関
506 する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及
507 等の役割を担うことができる人材の養成を行うよう努める。

508 二 県等における感染症に関する人材の養成

509 知事等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所及び地方衛生研究所の職員等を積極的に派遣するとともに、県等
510 が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の
511 充実を図るよう努める。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を
512 地方衛生研究所や保健所等において活用することに努める。

514 三 医師会等における感染症に関する人材の養成

515 感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力の向上のための研修等
516 を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症
517 に関する情報提供及び研修を行うよう努める。

518 四 関係各機関及び関係団体との連携

519 県等は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるととも
520 に、その人材の活用等に努める。

521 ~~また、県、医師会等医療関係団体、感染症指定医療機関等は、感染症に関する人材~~
522 ~~の養成に係る講習会の開催、情報の交換等について、相互に連携を図る。~~

523

524 第八 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する
525 事項

526 一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する
527 基本的な考え方

528 県等は、適切な情報の公表、正しい知識の普及等に努めるとともに、医師等が患
529 者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供するよう、また、県民が感染症に
530 ついて正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることが
531 ないよう普及啓発等に努める。さらに、県等は、感染症のまん延の防止のための措
532 置を行うに当たっては、人権を尊重するよう努める。

533 二 県及び市町村における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等
534 の人権の尊重のための方策

535 県及び市町村は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等
536 への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策（パンフレット等の作成、キャン
537 ペーンや各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかった児童生徒等の再登校、感
538 染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策）を講ずるとともに、相
539 談機能の充実等住民に身近なサービスを充実するよう努めることとする。特に、保
540 健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、
541 相談等を行うよう努める。

542 三 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための
543 その他の方策

544 1 患者等のプライバシーを保護するため、県等は、医師が知事等へ感染症患者に
545 関する届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知
546 するように努めるよう徹底を図る。

547 2 ~~患者発生時において、患者及び患者家族等が差別的な取扱いを受けることのないよう、県及び市町村は、感染症に関する正確な情報を地域、職場、学校等に対して提供する。~~

548
549
550 ~~3 県及び市町村は、関係職員に対する研修等により、患者情報の流出防止のための施策を講じる。また、医師会等医療関係団体の協力を得て、患者情報の流出防止について注意を喚起する。~~

551
552
553 ~~4 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、感染症に関し、誤った情報や不適當な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、県等は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図るよう努める。~~

554 四 関係各機関との連携

555 県等は、国及び近隣県等における密接な連携のため、定期会議の開催等を行う。

556

557 第九 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための 558 施策に関する事項

559 一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための 560 施策

561 1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが
562 生じた場合には、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表する。

563 2 県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の
564 必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及び
565 まん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止す
566 るために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に
567 対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるよう努める。

568 3 県等は、~~国が~~感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するた
569 めに緊急の必要があると認めるときには、国に対して国が行う、この法律により行
570 われる事務についての必要な指示を求めに従い、迅速かつ的確な対策が講じられ
571 るよう努める。

572 4 県等は、県民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認めるとき
573 には、国に対して、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の
574 派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必
575 要な協力を要請し、迅速かつ的確な対策が講じられるよう努める。

576 5 新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される
577 場合など、県等に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされ
578 る場合には、県等は、国に対し、職員や専門家を派遣する等の支援を要請する。

579 二 緊急時における国と県等との連絡体制

580 1 知事等は、法第 12 ~~十~~ 条第 3 ~~三~~ 項に規定する国への報告等を確実に行うとと
581 もに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認
582
583
584
585

- 586 める場合にあつては、国との緊密な連携を図るよう努める。
- 587 2 県等は、検疫所が、~~一類感染症~~の患者等を発見した場合に~~行~~う、~~関係知事等に~~
588 幅広く行う情報提供を受けたときは、当該検疫所と連携し、同行者等の追跡調査
589 その他の必要と認める措置を行う。
- 590 3 県等は、検疫所から検疫法（昭和26年法律第201号）第18条第3項によ
591 る健康状態に異常を生じた者に対し指示した事項等の通知を受けた場合~~及び同上~~
592 第5項による検疫法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染した恐れのある
593 者で停留されないものに対して報告された事項等の通知を受けた場合には、当該
594 健康状態に異常を生じた者等に対して質問又は必要な調査を実施する。
- 595 また、検疫法第26条の3による感染症の病原体を保有している者の通知を受け
596 た場合には、検疫所と連携して、感染症のまん延防止のため、同行者等の追跡調査
597 その他の必要と認める措置を実施する。
- 598 4 緊急時においては、国は県等に対して感染症の患者の発生の状況や医学的な知
599 見など都道府県等が対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供するととしてお
600 り、県等は、患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等につい
601 てできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携をとるよう努める。

602 三 緊急時における県及び市町村相互間の連絡体制

- 603 1 県及び市町村は、緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、
604 必要に応じて、~~相互に~~応援職員、専門家の派遣等を行う。また、県等から消防機
605 関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡するよう努める。
- 606 2 県等は、~~から~~関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を
607 提供する~~こととする~~とともに、県と保健所を設置する市との緊急時における連絡
608 体制を整備するよう努める。
- 609 3 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であつて緊急を要するときは、県
610 は、必要に応じて岡山県感染症対策委員会等の意見を聞き、市町村間の連絡調整
611 を行うとともに、県内の統一的な対応方針を提示する等の、~~市町村間の連絡調整~~
612 ~~を行う等の~~指導的役割を果たす。
- 613 4 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合に
614 は、関係する都道府県等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の
615 強化に努める。

616 四 県及び市町村と関係団体との連絡体制

617 県及び市町村は、それぞれ医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図るよう努め
618 る。

619 五 緊急時における情報提供

620 県等は、緊急時において、県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見
621 など県民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点
622 も考慮しつつ、可能な限り提供する。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、
623 理解しやすい内容で情報提供を行うよう努める。

624

625 第十 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

626 一 施設内感染の防止

627 病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、
628 県等~~にあっては~~、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの
629 の施設の開設者又は管理者に適切に提供するよう努める。また、これらの施設の開設
630 者及び管理者~~にあっては~~、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置
631 を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、
632 感染症が早期発見されるように努めることが重要である。さらに、医療機関において
633 は、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、
634 実際に取ったこれらの措置等に関する情報について、県等や他の施設に提供すること
635 により、その共有化を図ることが望ましい。

636 また、県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等~~の~~関係団体等
637 の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及していくよ
638 う努める。

639 二 災害防疫

640 災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、
641 被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、
642 知事等は、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努
643 める。その際、県等においては、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、
644 防疫活動、保健活動等を実施するよう努める。

645 三 動物由来感染症対策

646 1 県等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師
647 等に対し、法第~~13~~~~十三~~条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、
648 保健所等と関係機関及び獣医師会~~等~~などの関係団体等との情報交換を行うこと等
649 により連携を図り~~て~~、県民への情報提供を進める。

650 2 ペット等の動物を飼育する者は、1により県民に提供された情報等により動物
651 由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める
652 ことが重要である。

653 3 県等は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感
654 染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収
655 集することが重要であるため、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導
656 を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制について構築していくよう努
657 める。

658 4 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を
659 媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師と
660 の連携等が必要であることから、県等の感染症対策部門において、ペット等の動
661 物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じていくよう
662 努める。

663 四 外国人に対する適用

664 法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、県等
665 は、保健所等の窓口到我が国の感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備え
666 ておく等の取組を行うよう努める。

667

668

669 改訂

670 平成11年 4月 1日制定

671 平成16年10月26日改訂

672 平成22年 9月24日改訂

673 平成 年 月 日改訂

674

675

676 1 感染症指定医療機関の指定状況一覧

677 (1) 第一種感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関	病床数
岡山大学病院	2

678 なお、患者の病状等から患者の移送が困難な場合等においては、法第19条第1
679 項ただし書の規定により、知事等が適当と認める医療機関に入院させ、国、関係機
680 関の協力を得つつ患者の治療及び感染拡大防止に万全を期すものとする。

681 (2) 第二種感染症指定医療機関（感染症病床）

682 県内の二次医療圏ごとに一か一箇所指定する。ただし、感染症患者等の発生状況、
683 二次医療圏の人口規模等を勘案し、当分の間、第二種感染症指定医療機関（感染症
684 病床）を次のとおり指定する。

二次医療圏	第二種感染症指定医療機関	病床数
県南東部	岡山市立市民病院	6
県南西部、高梁・新見	公益財団法人大原記念倉敷 中央医療機構倉敷中央病院	10
真庭、津山・英田	津山中央病院	8

685 (3) 第二種感染症指定医療機関（結核病床）

結核指定医療機関	病床数
岡山市立市民病院	7
岡山県健康づくり財団附属病院	46
平病院	27
国立病院機構南岡山医療センター	25
津山中央病院	10

686

687 2 感染症発生時の対応、役割分担に係るフロー図

関係機関	体制及び資材
国及び他の都道府県	感染症担当者名簿
中国5県	中国地区感染症対策連絡協議会
県内の保健所を設置する市	感染症担当者名簿 感染症等発生時の連絡・協力体制
医療等関係団体 (公社)岡山県医師会 (一社)岡山県病院協会 (一社)岡山県歯科医師会 (一社)岡山県薬剤師会 (公社)岡山県獣医師会	感染症等発生時の連絡・協力体制 感染症担当者を通じて、連携を図る。
県の機関及び関係団体	感染症等発生時の連絡・協力体制

688